

地域審議会を開催します

地域審議会は、新市建設計画の変更や執行状況などについて、市長から委嘱された委員の皆さんに審議していただくものです。

今回は第5回目です、左表の日程で開催する予定です。

傍聴を希望する方は、直接会場へお越しください。

問合せ

- 市庁舎本館企画課
- 地域振興係（内線2533）
- 東予総合支所総務課
- 地域振興係（内線214）
- 丹原総合支所総務課
- 地域振興係（内線230）
- 小松総合支所総務課
- 地域振興係（内線212）

第5回地域審議会の日時・場所

審議会名	日時	会場
小松地区地域審議会	11月21日(火) 13時30分	小松総合支所 2階ホール
西条地区地域審議会	11月22日(水) 13時30分	市庁舎本館 5階大会議室
東予地区地域審議会	11月27日(月) 13時30分	東予総合福祉センター 2階会議室
丹原地区地域審議会	12月1日(金) 13時30分	丹原総合支所 3階第31会議室

「水と食」旬彩カレンダーを配布します

豊かな西条市の農水産品と食をテーマに、産品紹介や家庭で作れる料理のレシピを掲載した「旬彩カレンダー」を希望者に無料で配布します。

配布を希望する方は、11月30日(木)までに担当課へお申し込みください。

配布部数 1000部（1世帯につき1部。先着順）

配布日

12月12日(火)～15日(金)

配布場所

各公民館

申込先

市庁舎本館産業振興課

ふるさと産品係（内線2548）

12月4日～10日は人権週間

私たちが豊かな日常生活を営むためには、お互いの立場を尊重し、自己の権利ばかりを主張することのないよう心がけなければなりません。

法務省と全国人権擁護委員連合会では「育てよう一人一人の

人権意識—思いやり

の心・かけがえのない命を大切に—」を人権週間の重点目

標に、次の事項を強調事項として各種行事を実施します。

強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

人権相談をご利用ください

人権問題でお困りの方は、

お近くの人権擁護委員か松山地方法務局西条支局（TEL 0897-5610188）へご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

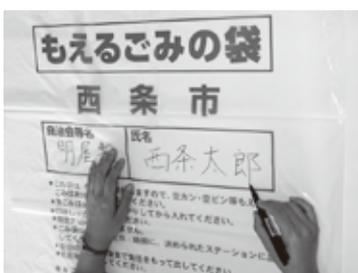
指定ごみ袋・粗大ごみ処理券に記名してください

各自の出すごみに最後まで責任を持っていただくため、指定ごみ袋、粗大ごみ処理券には記名欄を設けています。ルール違反で取り残されたごみには、無記名のものが多く見られます。

ごみステーションを管理している自治会などの方に迷惑をかけるないように、氏名などの記入を必ずしてください。

問合せ

市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係（内線2452）



『責任を持ってごみを出しています』とアピールするためにも、指定ごみ袋等に必ず記名してください。

市民課窓口の受付時間を延長しています

毎週木曜日・19時まで（祝祭日・年末年始を除く）

市庁舎本館市民課と各総合支所市民生活課では、毎週木曜日に次の窓口業務を延長して行っています。なお、下記以外の窓口業務は、通常どおり17時15分までです。

印鑑登録、戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・印鑑証明書の交付。



詳しくは、市庁舎本館市民課市民係（内線2424）へ。